

制度

自賠責保険・共済の有効期限は大丈夫？

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の時に基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられています（自動車損害賠償保障法）。

四輪車はもちろんですが、特に車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車、軽二輪自動車）は、有効期限切れ、かけ忘れに注意をしてください。

■自賠責保険（共済）の特色

1 自動車の運行によって他人を死傷させた場合の人身事故による損害について支払われる保険（共済）であり、物損事故は対象になりません。

2 支払限度額は、被害者1人ごとに定められています。1つの事故で複数の被害者がいる場合でも、被害者の支払限度額が減らされることはありません。

3 被害者は、加害者の加入している損害保険会社等に直接、保険金（共済金）を請求することができます。

4 当座（治療費等）の出費にあてるため、被害者に対する仮渡金制度があります。

5 交通事故発生において、被害者に重大な過失があった場合にのみ減額されます。

北海道運輸局室蘭運輸支局

展示

昔の米づくりの特別展示が行われます

教育委員会では、北翔大学（江別市）三野紀雄教授の監修により「おじいちゃんが子どものころのお米づくり」をテーマに特別展示を行います。

昭和20年から30年ころの厚真町で実際に使われていた農具約60点を、季節ごとに行われる農作業の過程がわかるように展示されています。

入場は無料です。お気軽にご来場ください。

■展示期間・時間

9月25日から翌年3月31日まで
午前9時から午後5時まで

（土・日曜日とも開館しています。また、火・木曜日は、午後7時までご覧になれます）

■展示場所

青少年センター2階ロビー

■問い合わせ先

教育委員会生涯学習課社会教育グループ
☎27-377
5内線555



募集

健康ふれあいマラソン大会に参加しませんか

教育委員会では、10月8日（日）に「第8回健康ふれあいマラソン大会」を町スポーツセンター周辺を会場に行います。

さわやかな秋の田園を舞台に、家族や仲間に参加してみませんか。

■期日

10月8日（月） 体育の日
午前9時30分から開会式

■場所

町スポーツセンター周辺道路

■種別

小学生の部（1〜6年）男・女（3km）、中学生の部（1〜3年）男・女（男子5km、女子3km）、一般の部男・女（男子5km、女子3km）、ウォーキングの部（未就学児童と保護者・3km）

■申し込み期限

9月28日（金）

■問い合わせ・申し込み先

町スポーツセンター（教育委員会生涯学習課社会教育グループ、☎27-3775）



道民の皆さんへ 死亡事故多発・非常事態 緊急メッセージ

八月十四日、本道の交通事故死者は、一六〇人（※九月四日現在、一八九人、前年比二十八人の増）となり、九五六日ぶりの全国ワーストワンという極めて深刻な事態となりました。

これまで、悲惨な交通事故の犠牲者を一人でも減少させるため、関係機関、団体、そして多くの道民の皆さんとともに、交通安全運動に取り組み、三年連続の「全国ワーストワン回避」を目指して努力して参りましたが、本年七月から重大事故が急増し、多くの尊い命が失われています。

事故の内容をみますと

○スピードの出し過ぎや飲酒運転で路外施設に衝突するなど、「ドライバーのルール無視」

○うっかり・ぼんやりにより、青信号で横断中の歩行者をはねる、一時停止せず交差点に進入するなど、「ドライバーの注意散漫」

○横断歩道を横断する歩行者や、勝手気ままに走行する自転車など、「歩行者、自転車の注意散漫とルール無視」

などが原因となっております。

これ以上犠牲者を増やさないため、ドライバー、自転車、歩行者の一人ひとりが思慮深い行動を実践されるようお願いいたします。

平成十九年八月十五日

北海道知事 高橋はるみ
北海道警察本部長 樋口 建史

募集
学校給食センター臨時
調理員を募集します

- 人数 1人
- 資格・年齢 資格は問いませんが、18歳から50歳までの健康な方（平成19年4月1日現在の満年齢）。
- 勤務条件
 - ・勤務日／土・日・祝日等を除く
 - ・時間／午前7時45分～午後4時45分
 - ・センター長が指定した日
 - ・賃金／日給6,430円（社会保険・雇用保険加入）
 - ・雇用期間／平成19年11月1日～20年3月31日（延長更新あり）
- 応募方法 履歴書に写真を貼り付け、町学校給食センターまで提出してください（郵送可）。
- 応募期限 平成19年10月5日（金）必着
- 選考方法 面接選考になりますので、後日応募者に通知します。応募がない場合は、応募条件にかかわらず任意採用する場合があります。
- 応募・問い合わせ先
 - 町学校給食センター
 - （☎）059-1623 厚真町新町19-2、（☎）26-7611

住宅用火災警報器の設置が義務付けられましたが、悪質な訪問販売にご注意ください！

住宅火災による死者は急増中で、「約7割が逃げ遅れ」によるものです。火災から尊い命を守るため、消防法および胆振東部消防組合火災予防条例により、すべての住宅に住宅用火災警報装置の設置が義務付けられました。また、住宅用火災警報器の設置が義務化されたことを悪用し、不適正な価格やしつこく販売などを行う悪徳業者に注意が必要です。

住宅用火災警報器の設置Q & A

- Q. いつから設置するの？
 - A. 新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年5月31日までに設置が必要です。
- Q. どこに設置するの？
 - A. 居住している住人が寝室に使っている全ての部屋に設置。寝室が2階などにある場合は階段にも設置（天井部分が望ましい）が必要です。また、台所や居間などにもできるだけ設置したほうが安心です。
- Q. 住宅用火災警報装置はどのようなもの？
 - A. 自動的に火災の煙または熱を感知して警報音や音声で火災を知らせるものです。
- Q. 値段はいくらくらいなの？
 - A. 1個5,000円から10,000円くらいで購入できます。設置には特別な資格や技術を必要としないので個人でも取り付けすることができます。
- Q. どこで買えばいいの？
 - A. 町内の電気器具を取り扱う事業所やJ Aでは組合員に訪問販売を行っています。また、ホームセンターなどでも取り扱っています。住宅用火災警報器の品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定があります。購入の目安として「NSマーク」がついている商品を選びましょう。
- Q. すぐに設置しなければならないの？
 - A. 厚真町では、胆振東部消防組合火災予防条例で、既存住宅での住宅用火災警報器の設置には、平成23年5月31日までの猶予期間が設けられています。

猶予期間内に、価格や機能を十分に検討した上で設置してください。

悪質な訪問販売にご注意を！

消防法などが改正され、住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことにより、そこに付け込んだ悪質な訪問販売が急増しているため、注意が必要です。

悪質訪問販売の例（道消費生活センターHPより）

1. 自宅に「消防に委託されている業者だが、消防法改正により火災警報器の設置が義務付けられたので設置に来ました」と業者が来訪し、設置してしまった。
 - ⇒役場や消防が直接、販売することはありません。また、特定の業者に販売を委託することはありません。
2. 訪問販売業者から「消防から委託を受けている。火災警報器を付けないと罰則がある。火災になったとき火災保険がでない」などと言われた。
 - ⇒設置義務はありますが、罰則規定はありません。また、火災警報器を設置していないことを理由に、火災保険がでないという事実はありません。
3. 訪問販売業者に火災警報器の購入を勧められたが断った。義務化されたことを盾にしつこく契約を迫られた。
 - ⇒訪問販売で火災警報器を購入した場合、8日以内ならクーリングオフ制度を活用し、契約を取り消すことができます。

あわせて、従来からみられる消火器の点検や詰め替えなどの悪質な訪問販売も多く発生しているため、それらにも十分ご注意ください。

